

阪神水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

決定 平成23年11月29日

(目的)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が行う事務又は事業から、暴力団及び暴力団員（以下「暴力団等」という。）の介入の排除並びに介入時の対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (4) 経理契約 阪神水道企業団契約規程（昭和42年1月管理規程第1号。以下「契約規程」という。）に規定する契約をいう。
- (5) 公有財産処分等契約 阪神水道企業団公有財産管理規程（昭和43年3月管理規程第2号。以下「公有財産管理規程」という。）に掲げる行政財産である土地の貸付け及び地上権の設定に関する契約、普通財産の貸付け及び交換に関する契約等これらに準ずる契約並びに普通財産の売払いに関する契約をいう。
- (6) 行政財産の使用許可 公有財産管理規程第11条に規定する使用許可をいう。
- (7) 委託契約等 業務委託契約及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣契約（公有財産処分等契約に該当するものを除く。）をいう。
- (8) 除外措置 本要綱第10条、第13条、第16条及び第19条に規定する措置をいう。

(企業団の事務又は事業における措置)

第3条 企業長は、すべての企業団の事務又は事業において、暴力団等及びこれらと密接な関係を有する者を企業団の契約（行政財産の使用許可を含む。また、建設工事請負契約において、その契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときはそのすべての下請契約を含む。）の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(契約書の記載事項)

第4条 企業長は、次に掲げる事項をその作成する契約書に記載するものとする。ただし、契約書に当該契約の履行に係る業務の一部を第三者（建設工事請負契約においては、一次以下のすべての下請契約の受注者を含む。以下同じ。）に行わせることを禁止する旨の

条項を規定する場合にあっては、第4号及び第5号後段に掲げる事項の記載は要しないものとする。

- (1) 企業団は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に照会することができること。
- (2) 企業団は、前号の照会により得た情報を、前号で意見を聴いた契約以外の契約において第1条の目的のために利用することができること。
- (3) 企業団は、契約の相手方が第8条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除できること。
- (4) 契約の相手方は、当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（以下「第三者に行わせる場合」という。）にあっては、暴力団等をその受託者としてしないこと。
- (5) 契約の相手方は、当該契約の履行に当たり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、企業団に報告し、又は警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。第三者に行わせる場合にあっては、その第三者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とすること。

（誓約書）

第5条 企業長は、契約からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、契約締結時までに契約（第三者に行わせる場合を除く。）の相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、契約金額が200万円以下の契約をする場合はこの限りでない。

2 企業長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合においては、当該契約の受注者に対して、当該契約の締結時にその第三者から企業長あての誓約書を徴取して保管し、当該契約の履行確認時までに提出するよう求めるものとする。ただし、契約金額（工事に関する同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額）が200万円以下の契約をする場合はこの限りでない。

3 前2項による誓約書の徴取は、契約の相手方に対して、入札公告、入札通知書等により義務付けるものとする。

（相手方への要求）

第6条 企業長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるときは、相手方に対して、その第三者と契約しないよう、又はその第三者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第7条 企業長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、平成23年11月29日付け暴力団対策課長との間で取り交わした企業団が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又

は当該合意書の趣旨に基づいて暴力団対策課長に対して照会を行うものとする。

(1) 経理契約に関連して次に掲げる者

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに係る認定（以下「競争入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請書を企業長に提出した者
- イ 資格認定を受けた者の権利義務について承継の申請を行った者
- ウ 競争入札参加資格に係る認定を受けた者（イの申請により、認定の承継を認められた者を含む。）
- エ 契約規程第23条第1項の規定により指名競争入札に係る指名を受けた者（随意契約による場合は、契約の候補者）
- オ 企業団が一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）による入札を行った場合であって、その入札に係る契約をまだ締結していないときは、当該入札に係る落札候補者及び落札者（随意契約による場合は、契約の予定者）
- カ 企業団が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方
- キ アからカまでに掲げるもののほか、次に掲げる者
 - (イ) 企業団が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者
 - (ロ) 企業団が締結した契約についての履行補助者その他の関係者

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

- ア 次に掲げる書面を企業長に提出した者
 - (イ) 入札参加申込書
 - (ロ) (イ)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について企業団の契約の相手方になることを希望する旨の書面
- イ 企業団と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者
- ウ 企業団が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方
- エ アからウまでに掲げるもののほか、企業団が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

- ア 公有財産管理規程第11条に規定する使用許可申請書を企業団に提出した者
- イ 企業団が行政財産の使用許可を決定した場合にあつては、当該使用許可に係る使用者
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者
 - (イ) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者
 - (ロ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 委託契約等に関連して次に掲げる者

- ア 企業団と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者
- イ 企業団が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方

ウ ア及びイに掲げるもののほか、企業団が締結した契約についての再委託等を受けた者その他の関係者

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として企業長が認める者

2 前項の照会を行う際に暴力団対策課長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号）の規定に従わなければならない。

第8条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、若しくは第三者に損害を与えるために暴力団の威力を利用してしていること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等に関係する事業者であることを知りながら当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用してしていること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(暴力団等に関係する旨の回答又は通知を受けた場合)

第9条 企業長は、第7条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について、前条各号に定める事項のいずれかに該当する内容の回答を暴力団対策課長から受けた場合には、当該回答の内容が正当でないと認められる場合その他特段の事情のある場合を除き、該当するとされる第7条第1項各号に掲げる者（同項第1号キ、第2号エ、第3号ウ及び第4号ウに掲げる者（同項第5号の規定によりこれらの者に準ずる者として企業長が認める者を含む。）を除く。）について以下の除外措置をとるものとする。暴力団対策課長が第7条第1項の合意書「1 照会、回答及び情報提供」の第3号の規定により、文書をもって前段の内容と同じ内容を通報してきた場合も同様とする。

(経理契約に係る除外措置)

第10条 企業長は、経理契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第7条第1項第1号アの申請書の提出がなされているが、それに対する認定がなされていない場合 競争入札参加資格に係る認定をしない旨の決定
- (2) 第7条第1項第1号イの申請がなされているが、それに対する認定がなされていない場合 承継を認めない旨の決定
- (3) 第7条第1項第1号ウの認定がなされている場合 次に掲げるいずれかの措置
 - ア 競争入札参加資格に係る認定の取消し
 - イ 阪神水道企業団指名停止基準要綱（平成10年3月27日企業長決定）の規定に基づく指名停止措置
- (4) 指名競争入札に係る指名を受けているが、まだ入札が行われていない場合契約規程第23条第1項の規定により行った指名の取消し
- (5) 企業団が一般競争入札等による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していない場合 当該契約を当該落札候補者又は落札者と締結しない旨の決定
- (6) 企業団が契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合 次に掲げる措置
 - ア 当該契約の解除
 - イ 違約金の請求(契約の解除)

第11条 前条第6号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に行うものとする。

- (1) 契約の相手方が第8条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、企業団が契約を解除できる。
 - (2) 契約の相手方は、第8条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、契約書等に定めた割合の違約金を企業団が指定した期日までに支払わなければならない。
- 2 企業長は、契約の解除に伴う社会的価値の損失の防止を図る必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、当該契約の条項に前項各号に掲げる事項が規定されているときであっても、前条第6号アの措置をとらないものとすることができる。
- (除外措置を行った場合の通知及び公表)

第12条 企業長は、第10条の措置を行ったときは、その対象となる者に対して遅滞なくその旨を通知するものとする。

- 2 企業長は、第10条の措置を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 除外措置の対象となる者の氏名又は商号及び住所（法人等にあつては、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 除外措置の対象となる者が該当する第8条各号の事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項
- (公有財産処分等契約に係る除外措置)

第13条 企業長は、公有財産処分等契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 第7条第1項第2号ア又はイに掲げる者との間で契約がまだ締結されていない場合
その者との間で契約の締結を行わない旨の決定

(2) 契約が締結されている場合 次に掲げる措置

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用)

第14条 第11条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第15条 第12条第1項の規定は、第13条の措置を行ったときについて準用する。

(行政財産の使用許可に係る除外措置)

第16条 企業長は、行政財産の使用許可について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 第7条第1項第3号アの使用許可申請書が提出されているが、まだ行政財産の使用許可がなされていない場合 行政財産の使用の許可をしない旨の決定

(2) 行政財産の使用許可がなされている場合 地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し

(使用許可の取消し)

第17条 前条第2号の措置は、行政財産の使用許可に係る許可の条件に許可を受けた者が第8条各号に掲げる事項のいずれかに該当し、許可を取り消すことができる旨が記載されている場合に行うものとする。

2 第12条第2項の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第18条 第11条第1項の規定は、第16条の措置を行ったときについて準用する。

(委託契約等に係る除外措置)

第19条 企業長は、委託契約等について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 第7条第1項第4号アに掲げる者との間で契約が締結されていない場合

次に掲げる措置 その者との間で当該契約の締結を行わない旨の決定（ただし、第22条第1項ただし書の規定を準用する。）

(2) 委託契約等が締結されている場合 次に掲げる措置

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用)

第20条 第11条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第21条 第12条第1項の規定は、第19条の措置を行ったときについて準用する。

(除外措置を受けた者の取扱い)

第22条 第10条から前条までに定めるもののほか、企業団は、除外措置を受けた者との間におけるすべての契約、行政財産の使用許可について、第1条の目的に沿った取扱いがなされるよう、十分な配慮を払わなければならない。ただし、当該除外措置を受けた者の土地につき用地買収を行う必要がある場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 次に掲げる場合において、当該下請負人又は受託者が除外措置を受けた者であり、かつ、必要があると認めるときは、企業団は、次の各号に規定する承諾を行わないものとする。下請負人（当該下請負人のさらに下請負人となった者その他の第二次下請段階以降の下請負人を含む。）がさらに第三者の下請負人と下請契約を締結し企業団との契約の内容の一部を履行する場合及び受託者（当該受託者からさらに委託を受けた者その他の二次委託段階以降の受託者を含む。）がさらに第三者の受託者と委託契約を締結し企業団との契約の内容の一部を履行する場合も同様とする。

(1) 企業団が締結している契約の相手方が元請負人となり第三者である下請負人に企業団との契約の内容の一部を履行させる場合において、企業団の承諾を要するとき。

(2) 企業団が締結している契約の相手方が委託者となり第三者である受託者に企業団との契約の内容の一部を履行させる場合において、企業団の承諾を要するとき。

(共同企業体の取扱い)

第23条 共同企業体の構成員に除外措置を受けた者がいる場合においては、当該共同企業体について、同様の措置を行うものとする。

(除外措置の撤回)

第24条 除外措置（第10条第3号イに掲げるものに限る。）の撤回は、除外措置の対象者からの申立て又は第9条第1項後段に規定する通報に基づいて行うものとする。

2 企業長は、前項の申立てを行う者に対して、第8条各号に規定する事項のいずれにも該当しない旨の誓約書を提出するように要請するものとする。この場合においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条の規定の趣旨を尊重しなければならない。

3 企業長は、第1項の申立てがあつた場合において、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、除外措置を撤回しなければならない。

(1) 除外措置を行った日から、次に掲げる除外措置の理由の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を経過していること。

ア 第8条第1号に該当すること。24月

イ 第8条第2号に該当すること。24月

ウ 第8条第3号に該当すること。24月

エ 第8条第4号に該当すること。24月

オ 第8条第5号に該当すること。12月

カ 第8条第6号に該当すること。12月

キ 第8条第7号に該当すること。12月

- (2) 第1項の申立ての後に行った第7条第1項の規定に基づく照会の結果（除外措置の撤回が第9条第1項後段に規定する通報に基づいて行われようとしているときにあっては、当該通報の結果）、第1項の申立てを行った者が第8条各号に規定する事項のいずれにも該当しないと認められること。

4 除外措置の撤回の効力は遡及しないものとする。

（企業団の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策）

第25条 企業長は、企業団の契約の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに企業団へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 企業長は、企業団の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら下請負人又は受託者が速やかに企業団へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。

- 3 企業長は、企業団の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって、企業団の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて業務の工程の調整、履行期限の延期その他の措置を講じるものとする。ただし、前2項の規定による企業団への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。

- 4 前3項の規定は、行政財産の使用許可を与えたものについて準用する。

（関係機関との連絡調整等）

第26条 企業団は、この要綱の運用に当たって、警察その他の関係機関との密接な連携を図るものとする。

- 2 第7条第1項の照会に係る事務は、総務部総務課において行うものとする。

- 3 第7条第1項の照会が必要な場合は、関係各所属から総務部総務課に対して、速やかに照会要求の依頼を行うものとする。

- 4 次に掲げる場合においては、その旨を総務部総務課から各所属に対して速やかに周知しなければならない。

(1) 第7条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について、第8条各号に定める事項のいずれかに該当する旨の回答を暴力団対策課長から受けた場合

(2) 暴力団対策課長が第7条第1項の合意書「1 照会、回答及び情報提供」の第3号の規定により文書をもって前号の回答と同じ内容を通報してきた場合

- 5 各所属の所属長は、各所属での契約について次に掲げる対応を行わなければならない。

(1) 前項の規定により総務部総務課が周知した事項について、調査、確認及びその対応

状況（除外措置の内容）等についての総務部総務課への速やかな報告

(2) 各所属での契約に際し、総務部総務課から周知した除外措置対象者でないことの確認

6 各課所においては、第4項の規定により総務部総務課が周知した事項について所属職員が円滑に確認することのできる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項に関して第22条第1項本文に規定する取扱いが適切になされるよう、最大限の注意を払わなければならない。

（契約規程等の規定の優先）

第27条 前条までに定めるもののほか、この要綱の規定が契約規程その他の法令又は締結した契約の規定（以下「契約規程等の規定」という。）に抵触する場合には、契約規程等の規定が優先する。

（施行細目の委任）

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。